

## 国際環境工学研究科における学内選考基準

業績項目		日本学生支援機構が定める評価基準	国際環境工学研究科における具体的な評価項目	配点
1 ※	学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること  (省令第36条第1号)	1 学位論文(修士論文含む)	最大15点
			2 国際学術雑誌論文	最大各4点
			3 学会雑誌論文	最大各3点
			4 国際会議発表(査読付き)	各3点
			5 国際会議発表(査読無し)	各2点
			6 学会発表及び紀要への発表	各1点
			7 論文に対して賞を受けた場合	最大各3点
2	大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題について研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること  (省令第36条第2号)	評価の対象外	/
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の過程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の過程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること  (省令第36条第3号)	評価の対象外	/
4 ※	著書、データベースその他の著作物(前一号、二号に掲げるものを除く。)	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等(省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。)が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること  (省令第36条第4号)	著書、データベース、フリーソフト等の作成等で優れた業績をあげた場合	各3点
5 ※	発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること  (省令第36条第5号)	1 特許出願	各1点
			2 特許取得	各3点
6	授業科目の成績	講義・演習の成果として、優れた専門的知識や研究能力を習得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること  (省令第36条第6号)	[成績評価]	コースごとに、成績1位に5点、2位に3点、3位に1点を加算
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外で教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた学業を挙げたと認められること  (省令第36条第7号)	ティーチングアシスタント(TA)等の補助業務で、在籍期間を通して優れた業績を挙げたと認められる場合	最大1点
8 ※	音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること  (省令第36条第8号)	専攻分野に関連した競技会やその他の作品発表の場で特に優れた業績の場合	最大各3点
9	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた成績を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること  (省令第36条第9号)	評価の対象外	/
10	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連してボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること  (省令第36条第10号)	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連してボランティア等の活動で優れた業績を挙げた場合	最大1点
				合計

●この評価基準は博士前期課程・博士後期課程共通の評価基準とする。

●評価項目の対象となるのは、奨学金貸与期間の業績とする。

※項目1、4、5、8については、点数を累積とし、上限は設けないものとし、それ以外の項目については、総合的に点数を算出する。